

短期入所療養介護重要事項説明書兼利用同意書

令和7年4月1日現在

(約款の目的)

第1条 医療法人社団育生会京都久野病院介護医療院（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が当施設短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したのち、
令和 年 月 日以降から有効を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることにします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、重要事項説明書、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用者の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し退所の意志表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除・終了することができます。
なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が、要介護認定において、自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び扶養者が、本重要事項説明書に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設の職員又は、他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は、反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・整備の故障その他、やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帶して当施設に対し、本重要事項説明書に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位毎の料金をもとに計算された利用日数毎の合計額及び、別紙個に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金額の請求書及び明細書を、
毎月 日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帶して当施設
に対し、当該合計額を**その月の** 日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話
し合いの上、双方合意した方法によります。(退所日に一括精算する方法でも可)
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び
扶養者が指定する者に対し、領収書を指定の方法により交付します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年
間保存します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。
但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と
認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊
急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行
うことがあります。この場合には、主治医がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、
緊急やむを得なかつた理由を診察録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若
しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取扱います。また、
正当な理由なく第三者に漏洩しません。但し、例外として次の各号については、法令上介護関係
事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携。
- ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合、協力医療機関の医師への通知等。
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等。）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し主治医の医学的判断により、対診が必要と認める場合は、協力医療機関
又は、協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門
的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的医療機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指
定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 主治医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は、協
力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は、利用者の扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して
速やかに連絡します。

(要望または苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員に申し出ることができます、又は、施設内に設置しております「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 短期入所療養介護の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を破った場合、当施設は、利用者に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と、当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(提供するサービスの第三者評価の実施状況)

第14条 第三者評価の実施状況は該当がありません。

以上

京都久野病院介護医療院のご案内

(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- 施設名 医療法人社団 育生会 京都久野病院 介護医療院
- 開設年月日 令和元年12月1日
- 所在地 京都市東山区本町二十二丁目500番地
- 電話番号 075-541-3136 FAX 075-561-8401
- 管理者 福田 亘
- 介護保険指定番号 26B0800017号

(2) 当施設の目的と運営方針

当施設介護医療院は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護療養施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援をすること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できることを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

(3) 当施設の職員体制

(1) 管理者： 1名

管理者は、施設職員を指導し、適切なサービスの運営が行われるよう実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、介護支援専門員に施設サービス計画作成を担当させる。

(2) 医師：常勤 3名以上

医師は、利用者の病状及び身体の状況等、その置かれている環境の適切な把握に努め、診療の必要があると認められた疾病又は負傷に対して、的確に診断を基として、必要な検査、投薬、処置等療養上妥当適切に行うとともに、医学的管理を行う。

(3) 薬剤師：常勤 2名以上

薬剤師は、利用者に対して医師の処方箋に基づき、投薬、注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じて服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況把握紙薬学的管理指導を行う。

(4) 看護職員：看護師常勤 6名 准看護師 常勤 22名

看護職員は、医師の指示を受け、自立支援の観点から利用者の病状、心身状況等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行う。

(5) 介護職員：常勤 42名以上

介護職員は、看護及び医学的管理下における日常生活上の世話等の看護を行う事を基本とし、必要に応じて看護職員の補助作業を行う。特に利用者の状態により身体の清潔保持や排泄にかかる介護等を行う。

(6) 理学療法士(機能訓練指導員含む)：実情に応じた数

療法士は、医師の指示を受け、利用者の心身の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者的心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要な理学療法のリハビリテーションを行う。

(7) 介護支援専門員：常勤 2名以上

介護支援専門員は、適切な方法により利用者の能力、その置かれている環境などの評価をつうじて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を把握する、計画担当介護支援専門員は、サービス担当従事者との協議の上、サービス目的、達成時期、サービス内容、サービス提供する上での留意点を盛り込んだ実サービス計画の原案を作成する。

(8) 管理栄養士：常勤 2名以上

管理栄養士は、利用者の食事の適切な栄養管理を行い、利用者の病状、心身状況により適切な栄養量及び内容の食事提供が行えるように管理する。

(9) 診療放射線技師：実情に応じた数

(10) その他（事務職員等）：実情に応じた数

相談援助の補助等

(4) 利用定員

- ・ 空床利用による

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事（食事は原則として、食堂でおとりいただきます。）

・ 朝食 8時00分～

・ 昼食 12時00分～

・ 夕食 18時00分～

③ 入浴（一般浴槽のほかに、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は週に最低2回ご利用頂けます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護。

⑤ 介護（退所時の支援も行います。）

⑥ リハビリテーション。

⑦ 相談援助サービス。

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理。

⑨ 理美容サービス（実費）

⑩ 行政手続き代行等。

⑪ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に、利用料金を請求するものもありますので、具体的にはご相談下さい。

3. 協力医療機関等

協力歯科診療所

名 称： 花井歯科医院

住 所： 京都市伏見区深草稻荷榎木橋町21

◇ 緊急時の連絡先は「利用同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡致します。

4. 当施設利用に当たっての留意事項

- ・ 当施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設が提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険外給付の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者的心身の状態に影響を与える、栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理

が欠かせませんので、食事のお持ち込みはご遠慮いただきます。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、屋内消火栓、避難器具等。
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの利用者に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設の支援相談の専門員は、介護支援専門員の岡 昌子ですので、お気軽にご相談ください。(電話 075-541-3136)

要望や、苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階ホール又、各詰所前に設置しております、「ご意見箱」をご利用いただくか、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、京都市内の相談窓口として

1. 京都府国民健康保険団体連合会	TEL 354-9090
2. 東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 561-9187
3. 北区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 432-1366
4. 上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 441-5106
5. 左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 702-1071
6. 中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 812-2566
7. 山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 592-3290
8. 下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 371-7228
9. 南区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 681-3296
10. 右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 861-1430
11. 西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 381-7638
12. 西京区役所洛西支所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 332-9274
13. 伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 611-2278
14. 伏見区役所深草支所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 642-3603
15. 伏見区役所醍醐支所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 571-6471

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレット等を用意しておりますのでご請求ください。

以上

京都久野病院介護医療院短期入所療養介護について

(令和6年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他、必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議らによって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意いただくようになります。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護の基本料金

① 当病院の利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。

以下は1日当たり1割の自己負担分の目安です。)

【従来個室の場合】 【多床室の場合】

・ 要介護1	827円	948円
・ 要介護2	947円	1,065円
・ 要介護3	1,201円	1,320円
・ 要介護4	1,310円	1,428円
・ 要介護5	1,407円	1,525円

② 送迎代

送迎は行いませんので、ご了承下さい。

③ 療養食(疾病治療用の食事)の提供は、60円(一食あたり)。

④ ご利用者の様態が急変した場合等緊急時に、所定の対応を行った場合は、別途料金を請求致します。

(2) その他の料金(1日に当たり)

① 食事／朝食 445円 昼食 500円 夕食 500円

但し、食費について負担限度額認定を受けておられる場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が、1日にお支払い頂く食費の上限となります。

② 滞在費(療養室の利用費)／1日*

- 従来個室 1,728円
- 多床室 437円

但し、滞在費について負担限度額認定を受けておられる場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が、1日にお支払い頂く滞在費の上限となります。

※ 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額については、別添資料(利用者負担説明書)をご覧下さい。

③ 利用者が選定する特別な療養室料／1日 個室 5,500円～7,700円

④ 理美容代 実費

⑤ その他の日常生活品費

その他、寝巻き、タオル等入所生活に必要で、本来なら利用者やご家族でご準備いただぐものですが、当施設にその準備を希望される場合は、院内売店にて販売させて頂いております。

4. 支払い方法

- ・ 退所日に、請求書を発行致しますので、お支払い頂きますと、領収書を発行致します。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込みの2つの方法があります。

入所契約時にお選び下さい。

以上

個人情報の利用目的

(令和1年12月1日現在)

当施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- 施設が利用者等に提供する介護サービス。
- 介護保険請求。
- 介護サービスの利用者に係る当病院の管理運営のうち
 - ⇒ 入退所等の管理。
 - ⇒ 会計・経理。
 - ⇒ 事故等の報告。
 - ⇒ 当該利用者の介護・医療サービスの記録。

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ⇒ 利用者に居宅サービスを提供する、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、紹介への回答。
 - ⇒ 利用者の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
 - ⇒ 検体検査業務の委託、その他業務委託。
 - ⇒ 家族への心身の状況説明等。
- 介護保険事務のうち
 - ⇒ 審査支払い機関へのレセプトの請求。
 - ⇒ 審査支払い機関又は、保険者からの紹介への回答。
 - ⇒ 損害賠償保険等に係る、保険会社等への相談又は届出等。

【上記以外の利用目的】

【当施設の内部での利用に係る利用目的】

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ⇒ 医療・介護サービスや、業務の維持・改善のための基礎資料。
 - ⇒ 当施設において行われる、学生の実習への協力。
 - ⇒ 当施設において行われる事例研究。

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ⇒ 外部監査機関への情報提供。

以上

介護医療院重要事項説明書兼契約書

(令和7年4月1日現在)

基本方針

1. 当施設は京都市長の指定を受けた、介護保険適用の介護医療院<Ⅰ型介護医療院(Ⅰ)>

事業所番号 26B0800017です。

- 京都久野病院 介護医療院は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努める。また、療養機能を強化した介護医療院として、重篤な身体疾患を有する要介護者及び身体合併症を有する認知症高齢者への対応、医療ニーズの高い中重度の要介護者への医療処置、看取り・ターミナルケア、生活機能を維持改善するリハビリテーションを行う。
- 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に務める。また、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村及び各居宅サービス事業者との密接な連携に努める。
- 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

[相談窓口]

担当 医事課 電話番号 075-541-3136 月曜日から土曜日午前8時30分～午後5時を原則とします。担当責任者は介護支援専門員である岡昌子ですが、医事課職員であればだれでも対応できます。上記時間外でも結構ですのでご不明な点は何でもご遠慮なくご相談下さい。

2. 本院の概要

名 称	医療法人社団育生会 京都久野病院 介護医療院
開 設 者	理事長 久野 成人
管 理 者	院長 福田 互
◇ 介護医療院の定員	3病棟 165床
◇ 人員配置基準	看護6：1 介護職員4：1

本院の職員体制

医療法人社団育生会京都久野病院における介護医療院（以下施設という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：医師 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切なサービスの運営が行われるよう実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、介護支援専門員に施設サービス計画作成を担当させる。

(2) 医師：常勤 2名以上

医師は、入所者の病状及び身体の状況等その置かれている環境の的確な把握に努め、診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし、必要な検査、投薬、処置等療養上妥当適切に行うとともに、医学的管理を行う。

※医師の宿直については、併設する京都久野病院の医師と連携し適切に対応する

(3) 看護職員：看護師・准看護師常勤換算 28名以上

看護職員は医師の指示を受け、自立支援の観点から入所者の病状、心身の状況等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行う。

(4) 理学療法士及び機能訓練指導員：常勤 1名以上

理学療法士及び機能訓練指導員は、医師の指示を受け、入所者の心身の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要な理学療法等のリハビリテーションを行う。

(5) 介護支援専門員：常勤 2名以上

適切な方法により、入所者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現にかかる問題点を明確にし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。計画担当介護支援専門員は、サービス担当従事者と協議の上、サービスの目標、達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

(6) 介護職員：常勤換算 42名以上

介護職員は看護及び医学的管理下における日常生活上の世話等の介護を行うことを基本とし、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。特に、入所者の状態等により身体の清潔保持や排泄にかかる介護等を行う。

(7) 管理栄養士：常勤 2名以上

管理栄養士は、入所者の食事の適切な衛生管理を行い、入所者の病状、身体状況により適切な栄養量及び内容の食事提供が行えるよう管理する。

(8) 薬剤師：常勤換算 1名以上

薬剤師は、入所者に対して医師の処方箋に基づき投薬、注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じて服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況把握をし、薬学的管理指導を行う。

(9) 診療放射線技師：常勤 1名以上（介護医療院の実情に応じた適当数）

3. 施設利用に当たっての留意事項

施設に入所される場合は、ご説明させていただいた内容の中で、特に以下の点に留意して本職員の指示に従って下さい。

(1) 消灯時間は、午後9時です。

(2) 食事時間は朝食 午前8時～ 昼食 正午～ 夕食 午後6時～です。主治医から療養室での食事の指示を受けている場合を除き、原則として_____階の食堂でお願いいたします。

(3) 医師、看護職員等病院職員の指示を守り、他の入所者様の迷惑にならないようにしてください。

(4) 施設内での飲酒、暴力等、他の入所者に迷惑をかけ、職員の指示に従わない場合は即時退所していただきます。

(5) 健康増進法施行に伴い、受動喫煙防止対策として、施設内及び病院敷地内は禁煙です。

(6) 多額の現金、貴重品等は、ご持参されないようにお願いします。

(7) 衛生管理上等の理由から、おむつは当施設でご用意いたしますので、お持ち込みされないようお願いいたします。

(8) 電気コンロ、電気ストーブ等の電熱器の使用は防災管理の必要上禁止させていただいております。

(9) 入所中、荷物類やお見舞いの食品類等が長期間放置されると、食中毒等衛生管理上問題が生じます。荷物類や食品類は整理整頓し、衛生管理に充分留意して下さい。また、食品類は放置したままにしておられると予告なしに処分することがあります。

(10) 止むを得ない事情により療養室を変更させていただくことがありますのでご了承下さい。

(11) 施設内は精密医療機器等が設置してあり、立入禁止場所には許可なく近寄らないようにして下さい。

(12) 入所時の持参品は洗面用具、スリッパ、小やかん、湯呑、日用品、印鑑、筆記具、保険証です。日用品等でご持参できない場合は、ねまき・タオル・日用品の日額定額制レンタルをご利用下さい。

- (13) ベッド回りに置かれる荷物類は必要最小限にして下さい。
- (14) 外出・外泊される場合は施設所定の「外出・外泊届出書」に必要事項をご記載の上、主治医の許可を受けた後、外出・外泊してください。なお、主治医の指示、留意事項を厳守してください。外出・外泊時に病状の急変等があった場合は施設にご連絡下さい。
- (15) 入浴については、施設内の入浴施設をご利用下さい。なお、病状等により主治医の判断で部分入浴や清拭になる場合があります。また入浴施設は男女別や時間帯により利用が制限される場合がありますので、病棟看護師の指示に従って下さい。
- (16) 面会時間は、感染対策上の観点から予約制として制限をしております。ご理解・ご協力をお願いします。

※本重要事項説明書とは別に当施設が定めた誓約書に必要事項を記入、捺印の上受付にご提出下さい。

4. 利用料金等

- (1) 介護保険適用のサービスにかかる入所者負担金について

介護保険で給付されるサービスにかかる利用料は原則として介護報酬に定めた額の1割又は2割及び3割負担となります。ただし、介護保険の適用でも、保険料の滞納等により、法定代理受領できなくなる場合があります。その場合は一旦介護報酬に定められた額の全額を徴収し、サービス提供証明書を発行します。この証明書を後日住居地の市町村の介護保険の窓口に提出されると、払い戻しを受けることができます。

当施設に入所された場合の1日当たりの介護保険適用部分の利用者負担額は以下のとおりです。1日当たり1円単位までの徴収額となります。

(以下は当施設の場合 (看護6:1, 介護4:1))

【個室の場合】

(1割の目安金額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	7,670円	8,830円	11,317円	12,383円	13,334円
うち、介護保険から給付される金額	6,903円	7,947円	10,185円	11,144円	12,000円
自己負担金	767円	883円	1,132円	1,239円	1,334円

【多床(2人以上)室の場合】

(1割の目安金額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	8,840円	9,990円	12,487円	13,543円	14,504円
うち、介護保険から給付される金額	7,956円	8,991円	11,238円	12,188円	13,053円
自己負担金	884円	999円	1,249円	1,355円	1,451円

【個室の場合】

(2割の目安金額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	7,670円	8,830円	11,317円	12,383円	13,334円
うち、介護保険から給付される金額	6,136円	7,064円	9,053円	9,906円	10,667円
自己負担金	1,534円	1,766円	2,264円	2,477円	2,667円

【多床（2人以上）室の場合】

(2割の目安金額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	8,840円	9,990円	12,487円	13,543円	14,504円
うち、介護保険から給付される金額	7,072円	7,992円	9,989円	10,834円	11,603円
自己負担金	1,768円	1,998円	2,498円	2,709円	2,901円

【個室の場合】

(3割の目安金額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	7,670円	8,830円	11,317円	12,383円	13,334円
うち、介護保険から給付される金額	5,369円	6,181円	7,921円	8,668円	9,333円
自己負担金	2,301円	2,649円	3,396円	3,715円	4,001円

【多床（2人以上）室の場合】

(3割の目安金額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	8,840円	9,990円	12,487円	13,543円	14,504円
うち、介護保険から給付される金額	6,188円	6,993円	8,740円	9,480円	10,152円
自己負担金	2,652円	2,997円	3,747円	4,063円	4,352円

夜間勤務等看護加算	夜勤の看護職員又は介護職員の配置が 20：1 以上かつ 2 人以上の場合	6 単位/日
サービス提供体制強化加算(III)	介護職員の総数のうち勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上	6 単位/日
感染対策指導管理	感染対策委員会を設置し、施設全体で感染対策を行う	6 単位/日
理学療法(II)	利用者に対して、理学療法を個別に行った場合。	73 単位/回
摂食療法	脳血管疾患等による後遺症により摂食機能障害を有する利用者に対し、30 分以上訓練指導を行った場合	208 単位/回 (月に 4 回を限度)
言語聴覚療法	言語聴覚機能に障害を持つ利用者に対し、専用の言語療法室において、言語聴覚士が 20 分以上訓練を行った場合	203 単位/回 (1 日 3 回、月 11 回を限度)
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合 (1 日 3 回を限度)	6 単位/回
初期加算	入所した日から起算して 30 日以内の期間について加算する	30 単位/日
他科受診	専門的な診療が必要となり他の病院を受信した場合 (1 月 4 日限度)	362 単位/日
介護職員処遇改善加算(II)	介護職員の処遇改善を目的に、基準に適合している施設が、利用者に対しサービスを行った場合	所定単位に 4.7% を乗じた単位数
経口移行加算	現に経管により食事をとっている利用者ごとに対して、経口による食事の摂取を進めるために医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画が作成され、計画に基づく栄養管理の実施がされた場合	28 単位/日 180 日以内に限る
経口維持加算(I)	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画が作成され、計画に基づく栄養管理の実施がされた場合	400 単位/月 6 ヶ月以内に限る
経口維持加算(II)	協力歯科医療機関を定めている介護医療院が経口維持加算(I)を算定している場合であって、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか 1 名以上が加わり、質の高い経口維持計画を策定した場合	100 単位/月
科学的介護推進体制加算(II)	各利用者の心身の基本的情報に加えて、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省へ提出している場合 サービス提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するため必要な情報を活用している場合	60 単位/月
褥瘡対策指導管理(I)(II)	褥瘡対策委員会を設置し、施設全体で褥瘡対策を行い日常の自立度が B 以上の方が対象。褥瘡対策指導管理(I)の基準を満たし、施設入所時の評価結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者に褥瘡の発生がない場合	(I) 6 単位/日 (II) 10 単位/月
排せつ支援促進加算(I)	排せつ障害等がある利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援する評価を行い、厚生労働省に提出している場合。排せつ支援に当たって少なくとも 3 月に 1 回、利用者ごとに支援計画を見直し当該情報等を活用していること	10 単位/月
自立支援促進加算	医師が入所時に利用者ごとに対し医学的評価を行い、少なくとも 6 月に 1 回、医学的評価の見直し、支援計画等の策定等に参加している。多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援する評価を行い、厚生労働省に提出している場合。少なくとも 3 月に 1 回、支援計画を見直し当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用している。	300 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、院内感染対策研修又は訓練に参加すること等を評価する加算	10 単位/月

高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、感染制御等の実地指導を受けることを評価する加算	5 単位/月
協力医療機関連携加算	三要件（相談・診療・入院）を満たす病院と利用者の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価する加算	100 単位/月
生産性向上推進体制加算（II）	利用者の安全と質の確保及び職員の負担軽減の検討委員会を設置し、安全対策を講じた上で、見守り機器等を導入していること	10 単位/月
退所時情報提供加算（I）（II）	利用者が居宅（I）や医療機関（II）へ退所した場合に、退所後の主治医や医療機関に對して情報提供をした場合	（I）500 単位/回 (II) 250 単位/回

※ 科学的介護推進体制加算（II）、褥瘡対策指導管理（II）、排せつ支援促進加算（I）、自立支援促進加算

科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的として作成したケア計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバック情報を活用することで、サービスの質の向上に努めます。

(2) 居住費及び食費について

介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、居住費と食費は、介護保険からの給付対象外となり、下記の金額を徴収いたします。

なお、居住費・食費の補足給付（特定入所者介護サービス費）に該当する入所者様は、負担限度額に応じて、徴収いたします。

	基準費用額 (日額)	負担限度額（日額）			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室	4 3 7 円	0 円	4 3 0 円	4 3 0 円	4 3 0 円
従来型個室	1, 7 2 8 円	5 5 0 円	5 5 0 円	1, 3 7 0 円	1, 3 7 0 円
食 費	1, 4 4 5 円	3 0 0 円	3 9 0 円	6 5 0 円	1, 3 6 0 円

(3) 特別な室料について

入所者様のご希望により、特別な室料につきましては、上記の居住費に含まれない追加費用として以下の通り、ご負担頂きます。

個室 1日につき 5, 500～7, 700 円（税込）

(4) 各種診断書料について

診断書料は、種類により下記の通りとなります。

診断書（1通につき） 5, 500 円（税込）

診断書（生命保険等1通につき） 4, 400 円（税込）

診断書（年金等1通につき） 3, 300 円（税込）

診断書（1通につき） 2, 200 円（税込）

(5) 保険サービス適用外のサービス内容と利用料について

① 理美容サービスについて

毎週月曜日に理美容サービスを実施しております。

② 洗濯料について

ご家族で洗濯が困難な方は、スタッフステーションへお申し出ください。週2回の割合で、業者による入所セットレンタルサービスをご利用いただけます。利用料金のお支払いは、業者への口座振替と

なります。

③ おむつ料について

介護医療院に入所等されている場合のおむつ料は介護報酬に含まれ入所者負担は必要ありません。

④ その他の日常生活品費

その他の寝巻、タオル等入所生活に必要で本来なら入所者様やご家族でご準備いただくもので、当施設にその準備を希望される場合は、日額・定額制のレンタル・販売システムをご利用頂くか、院内売店にて販売させていただいております。

⑤ その他

行政手続代行や日常品費用支払代行、所持品の保管等をご希望される場合は、その他の費用が必要となる場合がありますがその都度ご説明させていただきます。

また、利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合も、相談窓口にお申し出下さい。施設内で検討して可能な限り対処させていただく努力をいたします。

⑥ 利用料等の徴収方法の請求について

毎月、末日に締め切り、請求書はご入所者ご本人またはご家族にお渡しいたしますので、会計窓口でお支払い下さい。なお、お支払いは月曜日～土曜日の午後5時までに会計窓口にてお願ひいたします。

但し、利用料の支払いが3ヶ月以上遅延した場合は、退所をして頂く事になります。

なお、銀行振込の場合は請求後7日以内に以下の口座にご納付下さい。

領収書は当施設指定の様式で発行しますが、明細は請求書をご参照下さい。

口座振替につきましては、利用料とは別に振替手数料がかかります。

残高不足等により、引き落としができなかった場合も手数料は発生いたします。

振替口座が 京都銀行の場合 ・・・ 110円／回

〃 京都銀行以外の場合 ・・・ 165円／回

銀行振込の場合

京都銀行 稲荷支店 普通 502866 名義人 医療法人社団育生会第二久野病院

理事長 久野成人

※なお振込手数料は各自のご負担となります。必ず振込人は入所者名でお願いします。

5. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に事故等が発生した場合や、医療保険による医療行為が必要になった場合は、別途「緊急時対応マニュアル」に沿って、施設内で主治医が診察し、適切な対応をとりますのでご安心下さい。その際に、入所者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に入所者およびご家族の納得、ご了解が得られるように努力いたします。

事故の発生又は再発防止をはかるため、以下の措置を講じます。

- ・事故発生防止のための指針の整備。
- ・事故が発生した場合等における報告と整備。
- ・事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的な実施。

6. サービス内容に関する苦情

施設に対するサービス内容に関するご相談・苦情があればご遠慮なく受付窓口までご相談下さい。

担当は、介護支援専門員の岡 昌子です。標記の電話でも受付ます。

当施設以外に下記一覧に苦情を伝えることができます。

1. 京都府国民健康保険団体連合会	TEL 354-9090
2. 東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 561-9187
3. 北区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 432-1366
4. 上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 441-5106
5. 左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 702-1071
6. 中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 812-2566
7. 山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 592-3290
8. 下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 371-7228
9. 南区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 681-3296
10. 右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 861-1430
11. 西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 381-7638
12. 西京区役所洛西支所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 332-9274
13. 伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 611-2278
14. 伏見区役所深草支所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 642-3603
15. 伏見区役所醍醐支所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 571-6471

7. 非常災害対策

当施設の非常災害対策については消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に則り、また消防法8条に規定する防災管理者を設置して万全を期しております。緊急時の対応方法（各療養室の責任者体制）は院内にて規定されております。

8. その他留意事項

当施設職員は、業務上知り得た、入所者又はそのご家族の秘密を保持することと、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、当院就業規則第39条(4)、及び第43条(4)、第45条(1)(2)に規定しております。

9. 当院の概要

医療法人社団育生会京都久野病院では以下の施設及び居宅サービスを実施しております。

京都久野病院

理事長 久野 成人	標榜科目 内科・外科・整形外科・脳神経外科・乳腺外科・肛門外科
院長 福田 互	消化器内科・血液内科・糖尿病内科・リウマチ科・
	婦人科・脳神経内科・循環器内科・放射線科・リハビリテーション科
	人間ドック
許可病床数 235床	一般病棟 うち、クリーンルーム1床 120床
	回復期リハビリテーション病床 60床
	医療療養病床 55床

(1) 居宅サービス等

① 居宅療養管理指導（予防含む）	TEL 541-3136
② 訪問リハビリテーション（予防含む）	TEL 541-3136
③ 京都久野病院 介護支援センター	TEL 551-3527
④ 訪問介護事業所 笑門	TEL 744-0732
⑤ 機能訓練型デイサービスロコモーション	TEL 746-5870
⑥ 医療法人社団育生会訪問看護ステーションふかくさ	TEL 645-5450
⑦ 介護サービスセンター ふかくさ	TEL 646-2666

- ⑧ グループホーム ふかくさ TEL 646-2187
⑨ 機能訓練型デイサービス オブラディ オブラダ TEL 646-5523

(2) 関連施設

- ① 社会福祉法人 京都育和会 TEL 525-0086
高齢者福祉施設 レット・イット・ビー
地域密着型特別養護老人ホーム（特養／ショートステイ） レット・イット・ビー
小規模多機能型居宅介護 レット・イット・ビー
認知症高齢者グループホーム レット・イット・ビー
詳細は病院概要を示したパンフレットをご参照下さい。

上記内容について説明をうけ、施設の定める料金を支払うことに同意致します。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、入所者と事業者は各署名押印して1通ずつを保有するものとする。

以上